

平成 29 年度 沼津市行政組織の改正

平成 29 年4月1日付けで、行政組織の改正を予定しています。

1 組織改正の概要について

(1) 組織改正のポイント

- ① 市長の特命施策について部局を超えて組織横断的に推進するための体制の整備
 - ア 市長の特命施策に係る事項について、関係部局に指示等を行う権限を有する「市長戦略監」(部長級)を本庁に置く。
 - イ 企画部に「市長戦略室」(部内室)を新設する。
- ② 戦略的な観光振興及び情報発信力の強化
 - ア 戦略的な観光振興のため、観光交流課を「観光戦略課」に名称変更し、大幅な体制強化を図る。
 - (ア) 「観光戦略担当主幹」(課長補佐級)を置く。
 - (イ) 「スポーツ観光推進室」(課内室)を新設する。
 - (ウ) 従来シティプロモーション及び新たな観光企画を一体的に推進する組織として「シティプロモーション係」を設置する。
 - イ 情報発信力を強化するため、広報広聴課に「広報戦略担当主幹」(課長補佐級)を置く。
- ③ 子育て支援体制の強化
 - ア 子育て支援に係る関係施策を一元的に調整する「子育て支援監」(次長級)を市民福祉部に置く。

(2) その他の主な組織改正

- ① 定住人口確保に係る取り組みを推進する組織の強化
 - ア 政策企画課に「移住定住相談室」(課内室)を新設する。
- ② 産業振興の更なる強化
 - ア 起業支援や地域産業の高度化を推進するため、商工振興課に「産業育成係」を新設する。
 - イ 企業誘致活動の更なる強化を図るため、「企業誘致係」を新設する。
- ③ 公園・道路の適切な利用・管理を推進する組織の強化
 - ア 緑地公園課に「利用推進係」を新設する。
 - イ 道路管理課(旧:維持管理課)に「維持計画係」を新設する。

2 部課等の増減

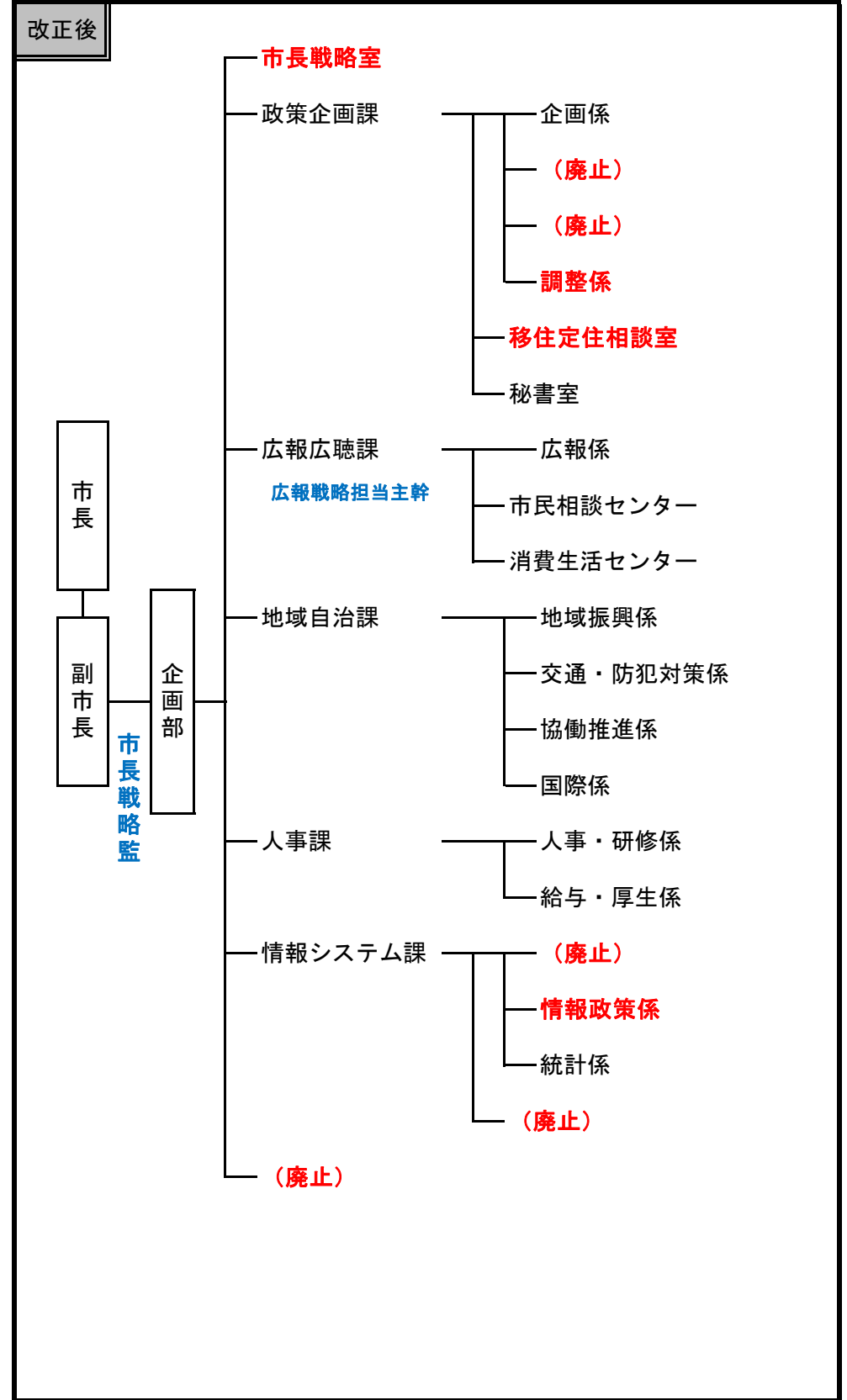
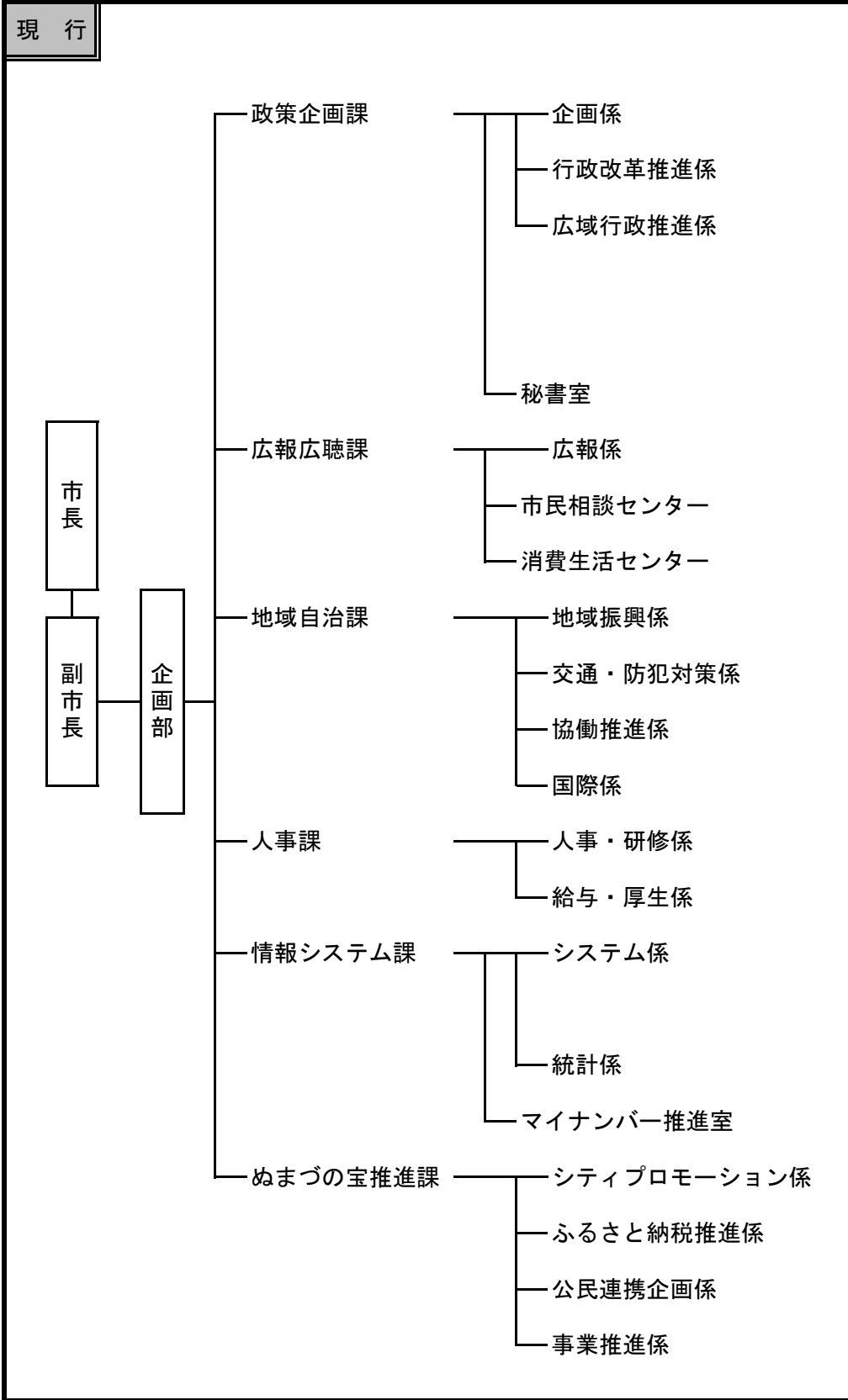
組織	平成 28 年度	増減	平成 29 年度
部	13	0	13
局	2	0	2
課	65	0	65
課内室	7	2	9
係	135	- 3	132
担当	3	0	3

平成29年度 沼津市行政組織の改正

(平成29年4月1日施行予定)

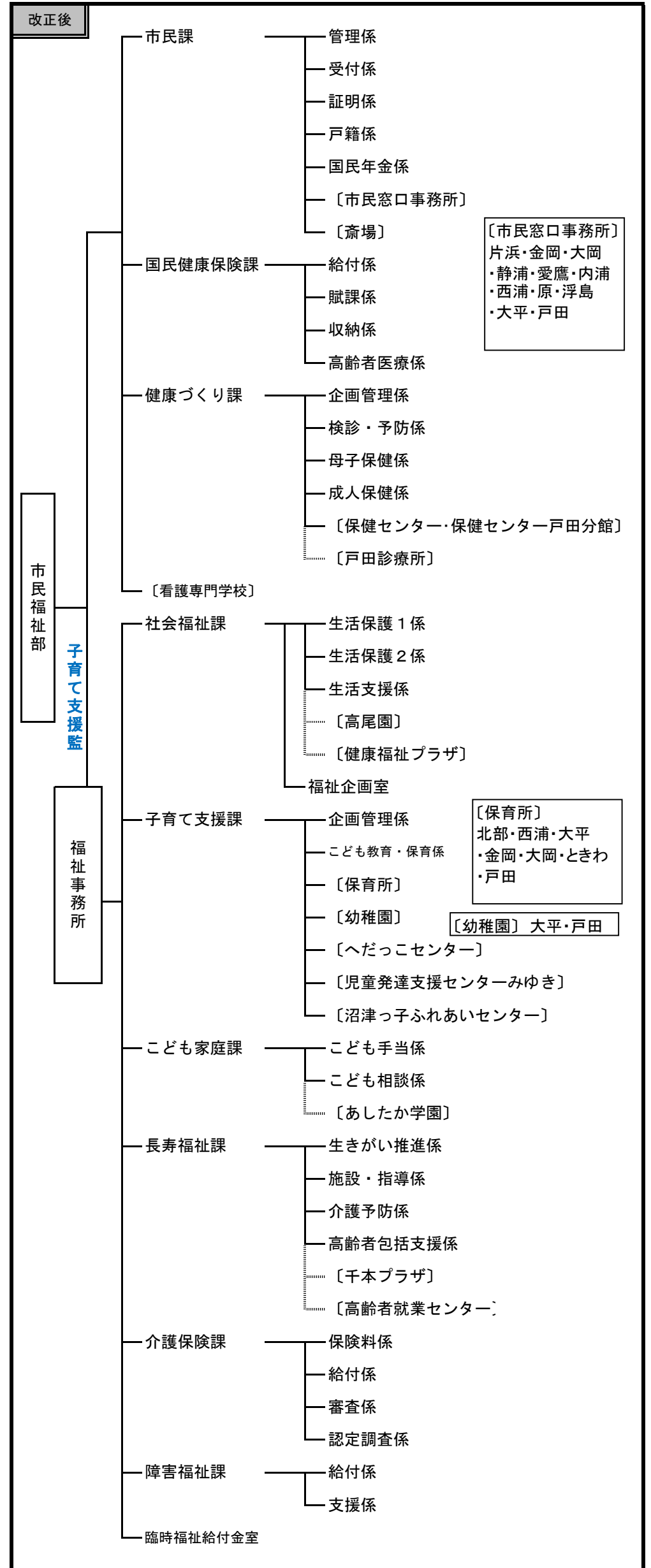
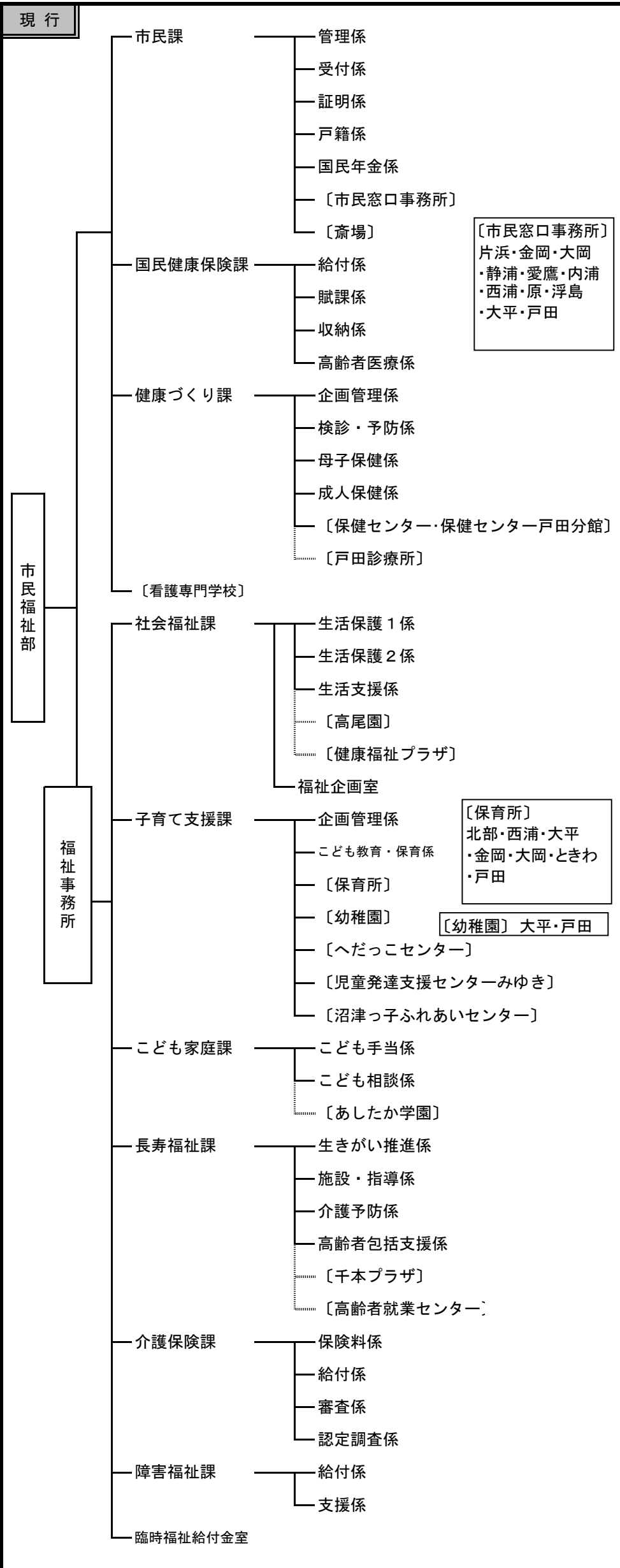
- ① 沼津市事務分掌規則等で規定されている出先機関については、従来どおり〔 〕(亀甲括弧)で表記する。
- ② 沼津市事務決裁規程に基づき、予算執行権限等を有する課長級職員が配置されている出先機関については、課相当の出先機関として課と同列に位置づける。
- ③ 指定管理者制度を導入している主要施設については、各所管課等との関係を…(点線)で明らかにし、〔 〕(亀甲括弧)で表記する。
- ④ 改正する部署については、赤字で表記する。
- ⑤ 人事上の職員配置については、青字で表記する。

企画部



- 企画部**
市長の特命施策について部局を超えて組織横断的に推進する体制を整備するため、市長の特命事項を関係部局に指示する権限を有する「市長戦略監」（部長級）を本庁に置き、企画部に「市長戦略室」（部内室）を新設する。
- 政策企画課**
移住定住に係る取り組みの更なる推進を図り、人口減少対策を強化する組織体制が必要なため、「移住定住相談室」（課内室）を新設する。
組織体制のスリム化を図るため、行政改革推進係及び広域行政推進係を統合し、「調整係」を設置する。
- 広報広聴課**
ICT・SNS等の活用による全国への発信力の強化等について、関連部署との組織横断的な連携を図るため、広報戦略担当主幹（課長補佐級）を置く。
- 情報システム課**
マイナンバーの推進について、各担当課による利活用が主になることで業務が減少するため、「システム係」及び「マイナンバー推進室」を統合し、「情報政策係」を設置する。
- ぬまづの宝推進課 ⇒ 廃止**
「産業振興部 観光戦略課」及び「都市計画部 まちづくり政策課」に業務を移管する。

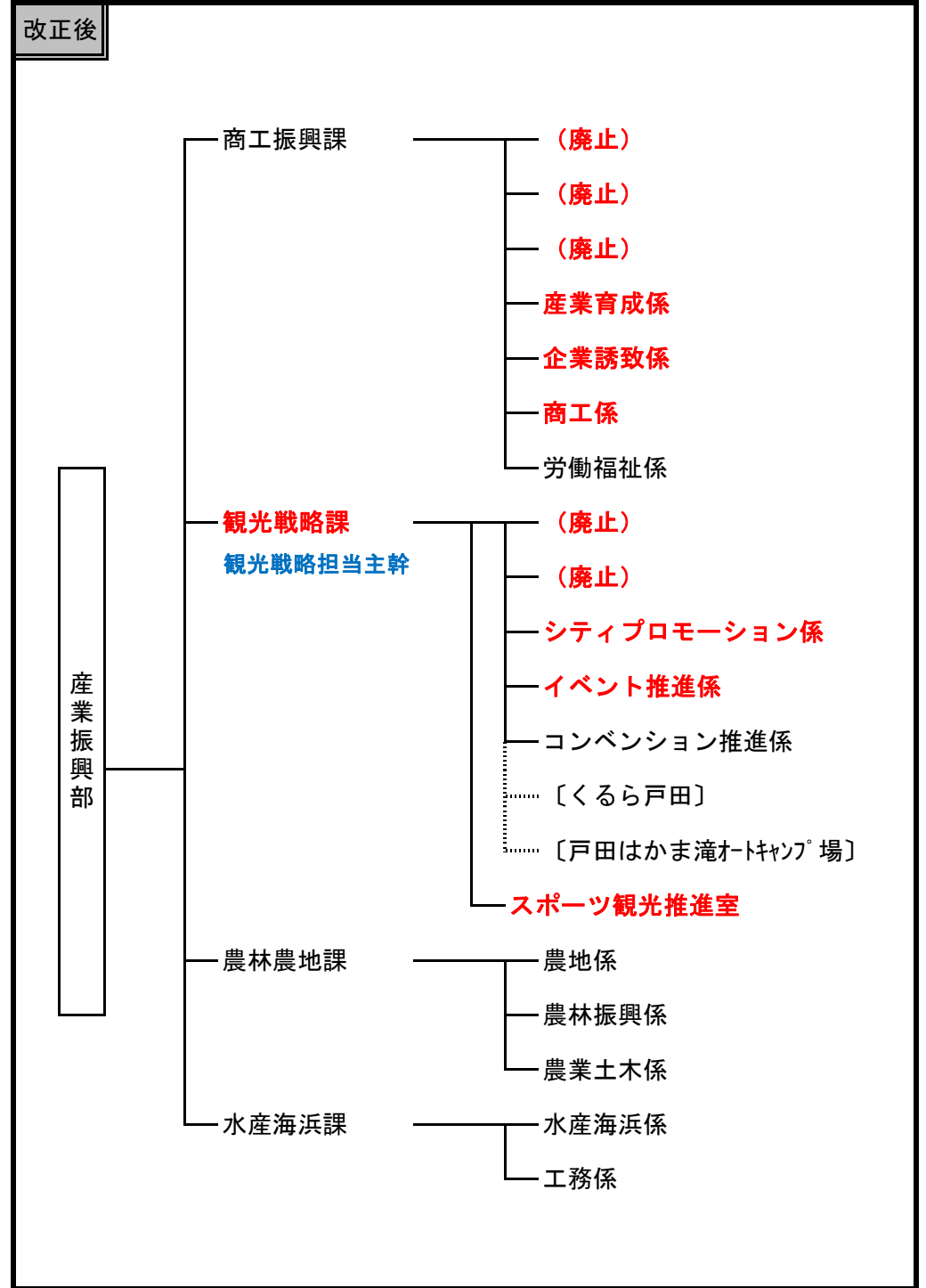
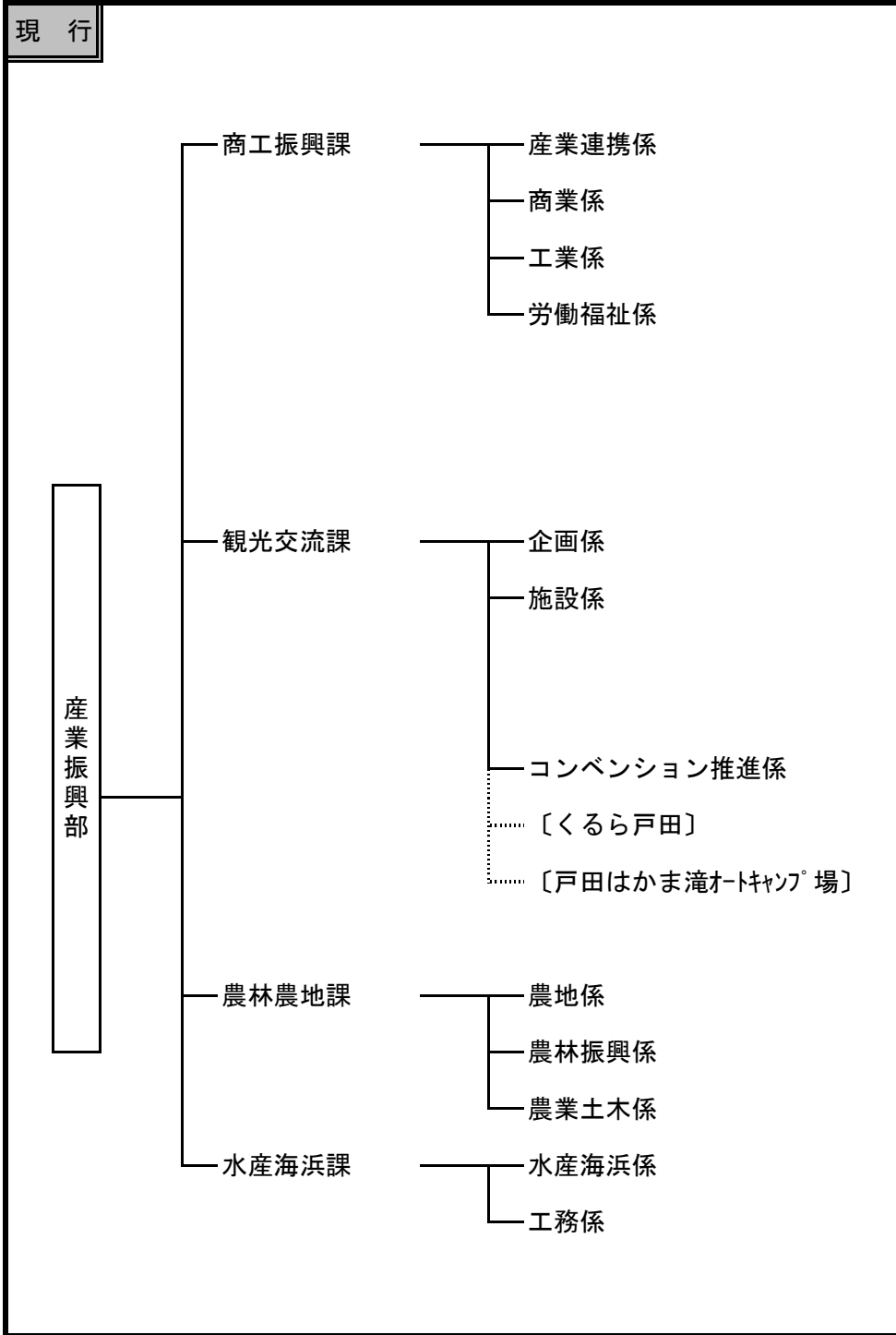
市民福祉部



●市民福祉部

「子育て支援課」及び「こども家庭課」の2課が主に担ってきた子育て支援に係る業務及びその他の部署による関連業務について、関連部署との連携や連絡調整等、迅速な対応が必要なため、「子育て支援監」（次長級）を置く。

産業振興部



●商工振興課

起業支援や地域産業の高度化を図るため、「産業育成係」を新設する。
 企業誘致活動の更なる強化を図るため、「企業誘致係」を新設し、「産業連携係」を廃止する。
 組織体制のスリム化を図るため、「商業係」及び「工業係」を統合し、「商工係」を設置する。

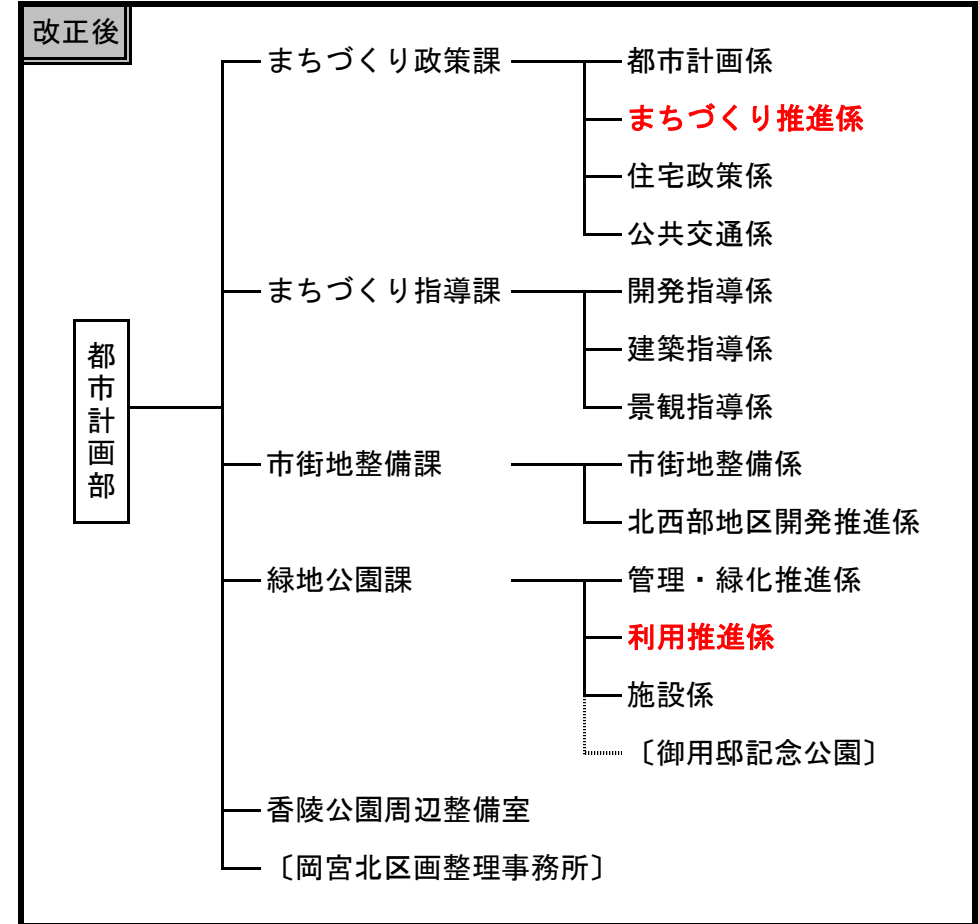
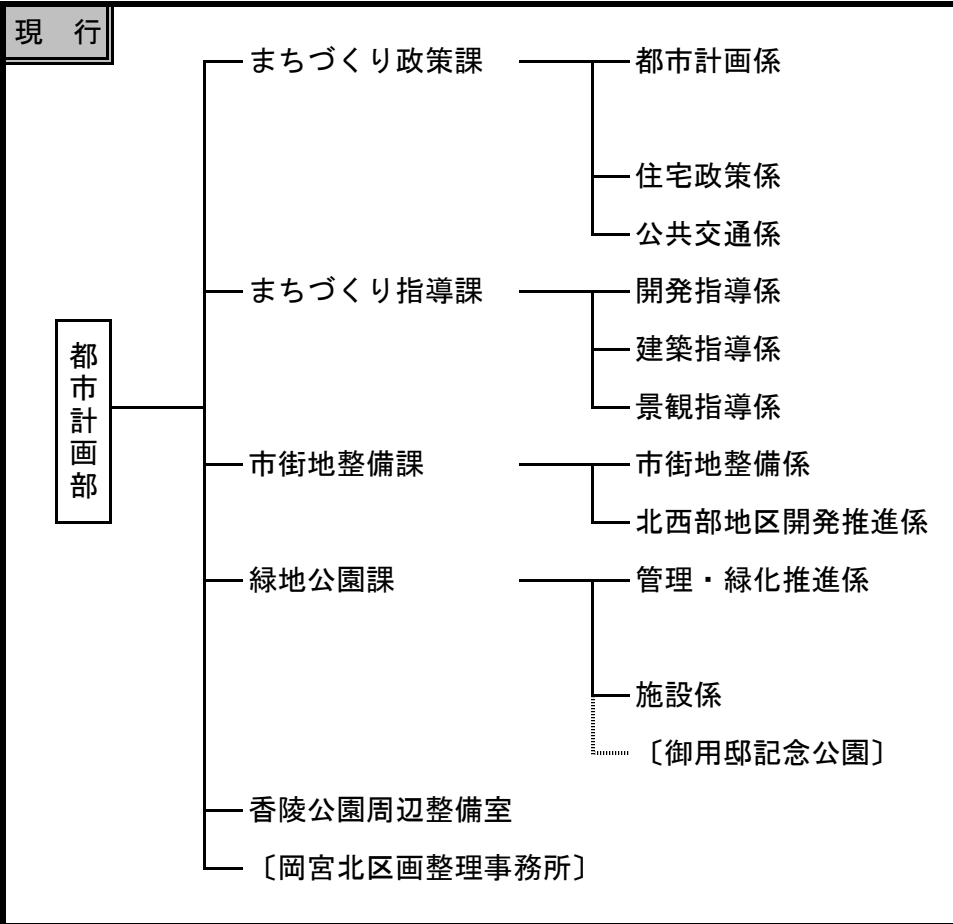
●観光交流課 ⇒ 観光戦略課

観光施策を戦略的に推進する組織が必要であるため、観光交流課を「観光戦略課」に名称変更する。
 シティプロモーションやスポーツを活かした観光産業の活性化等について、関連部署との組織横断的な連携を図る体制を強化するため、「観光戦略担当主幹」（課長補佐級）を置く。

オリンピック・スポーツ合宿地の誘致及びサイクル事業等、スポーツを活かした観光産業の活性化を図る組織が必要であるため、「スポーツ観光推進室」（課内室）を新設する。

従来のシティプロモーション及び新たな観光企画を一体的に推進する組織として「シティプロモーション係」を設置する。
 従来「企画係」が担当していたイベントの開催支援等を強化するため、「企画係」を廃止し、「イベント推進係」を設置する。
 組織体制のスリム化を図るため、「施設係」を廃止し、「施設係」の業務を「コンベンション推進係」に移管する。

都市計画部



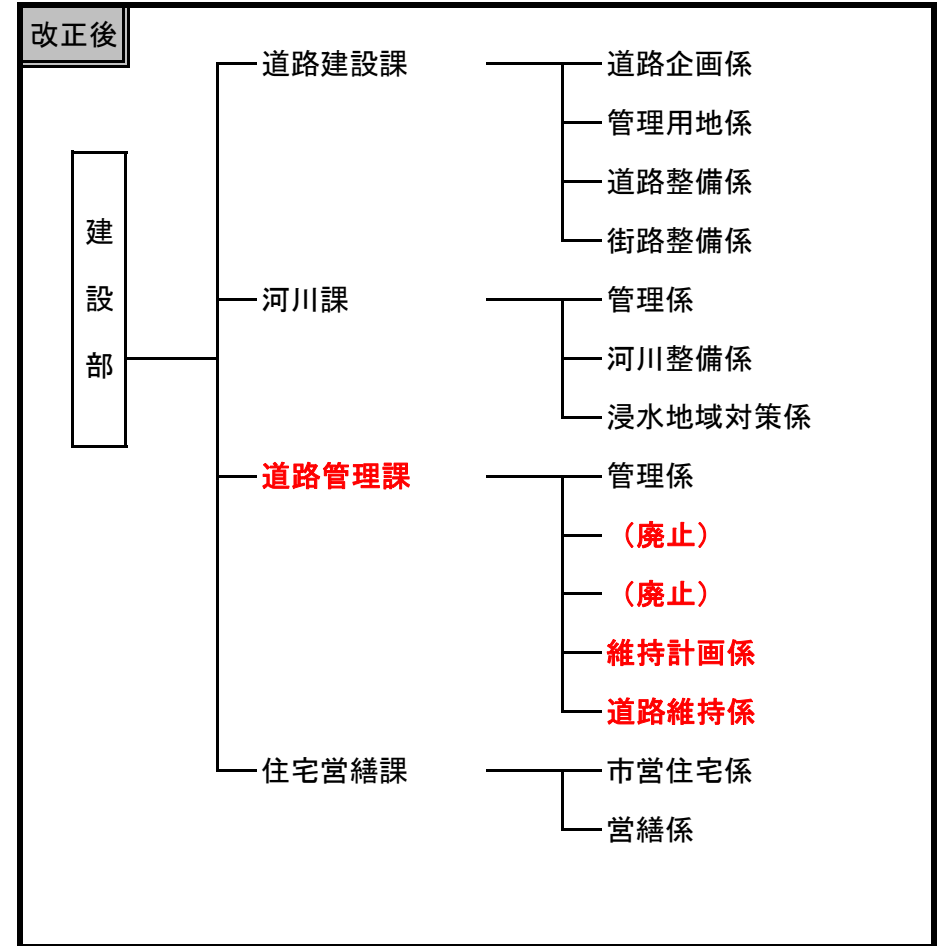
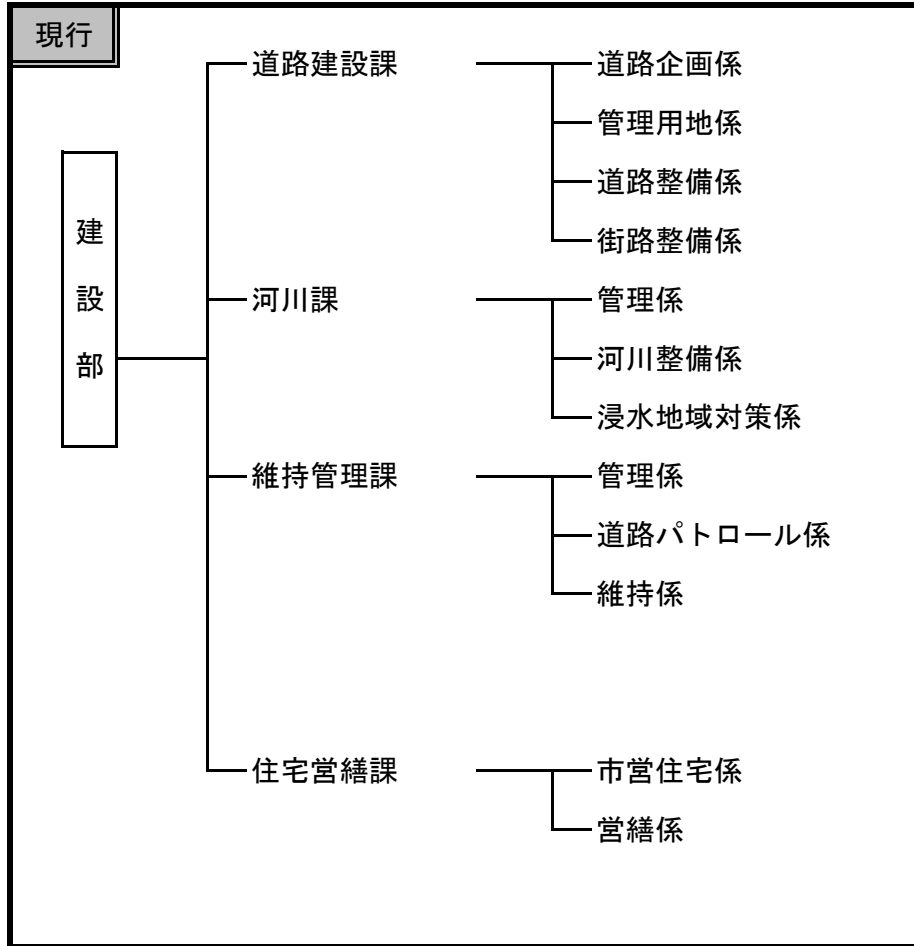
●**まちづくり政策課**

リノベーション事業などの公民連携に係る業務を都市計画と一体的に推進するため、企画部ぬまづの宝推進課から業務を移管し、「まちづくり推進係」を新設する。

●**緑地公園課**

様々な利用目的に応じた幅広い世代による公園利用を促進し、公園の利活用を政策的に企画・推進する組織体制が必要であるため、「利用推進係」を新設する。

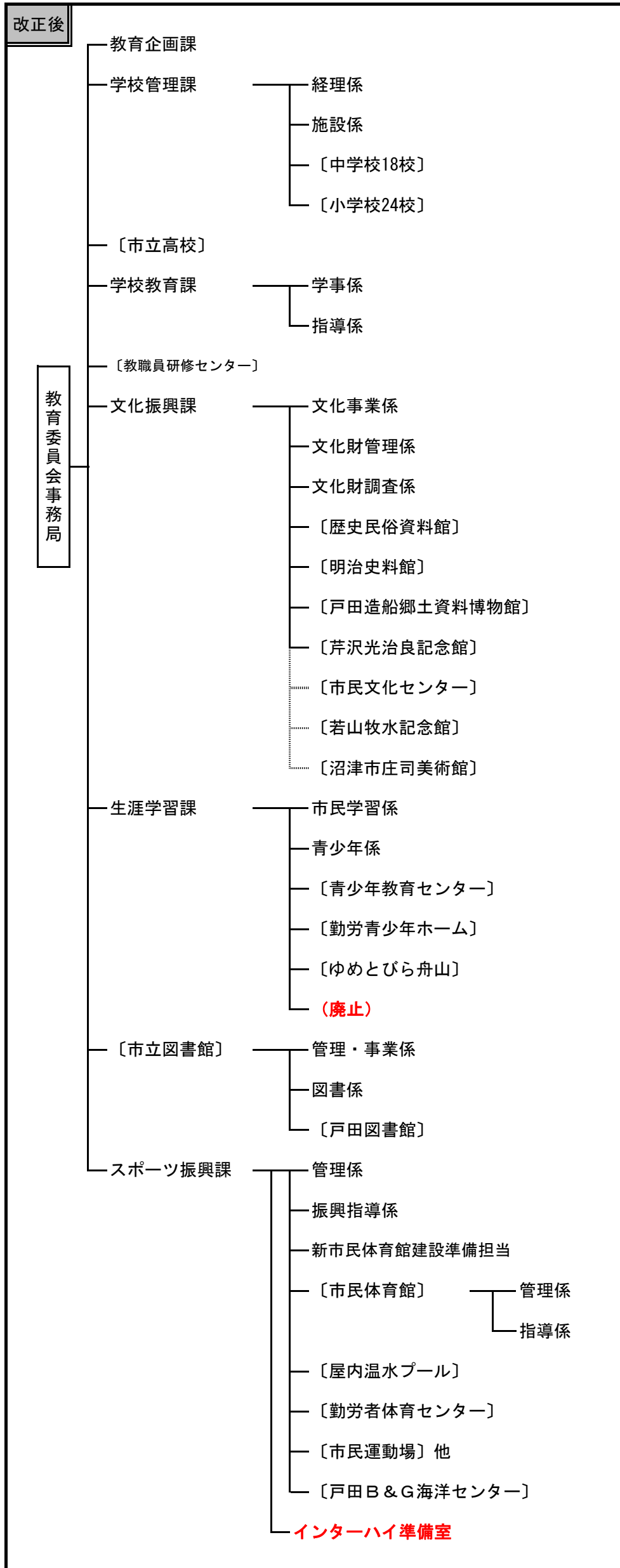
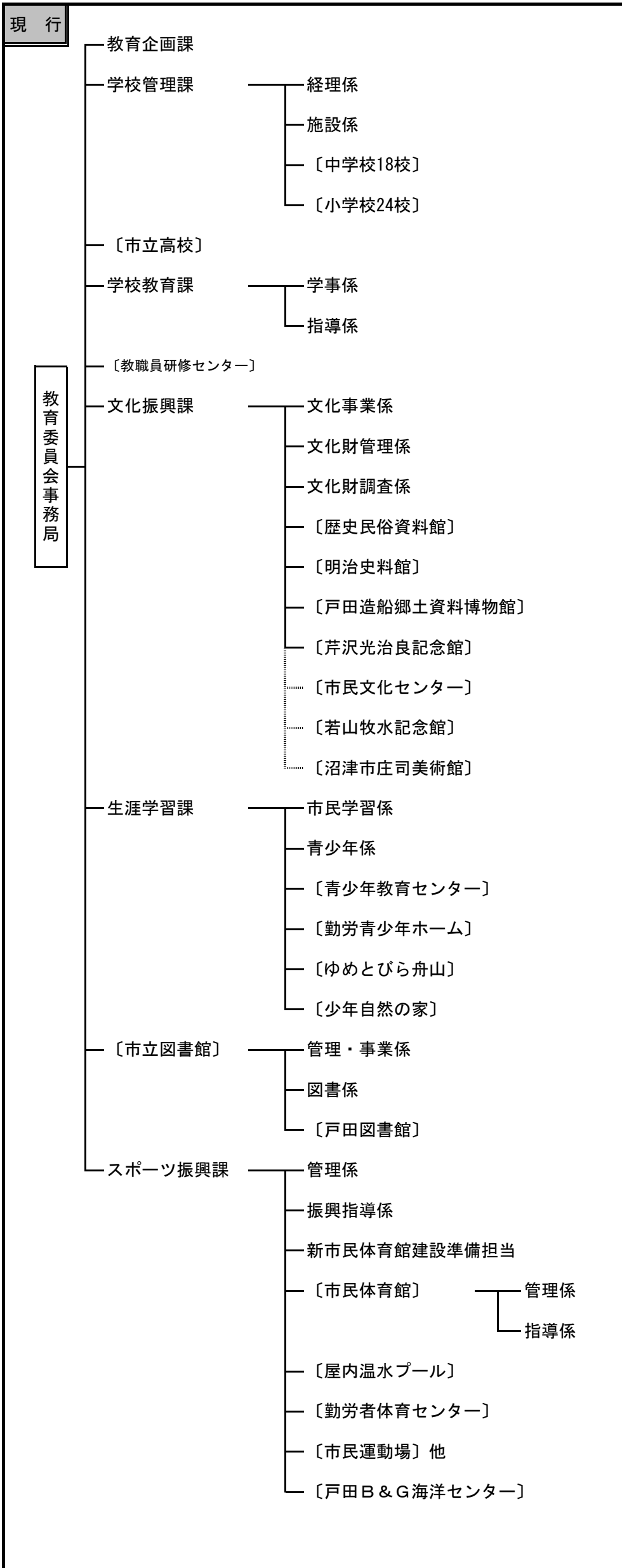
建設部



●維持管理課 ⇒ 道路管理課

道路の維持管理を行う部署としてわかりやすい名称とするため、維持管理課を名称変更し、「道路管理課」とする。
 ストックマネジメントを戦略的に行うため、「維持計画係」を新設する。
 組織体制のスリム化を図るため、「道路パトロール係」及び「維持係」を統合し、「道路維持係」を設置する。

教育委員会事務局



●生涯学習課

「少年自然の家」は平成29年3月で廃止するため、出先機関の「少年自然の家」を廃止する。

●スポーツ振興課

平成30年度に開催される全国高等学校総合体育大会(インターハイ)において、相撲競技が本市内で開催される予定であることから、開催に係る準備を行う組織が必要であるため、「インターハイ準備室」を新設する。